

1 条例制定請求代表者の住所及び氏名

住 所	氏 名
南九州市川辺町永田515－1	西 次雄
南九州市川辺町清水6173－10	川口正一
南九州市川辺町下山田1261－1	古市 豊
南九州市川辺町永田1072－1	坂口広美
南九州市川辺町永田1302－2	古市昇二
南九州市川辺町永田1307	古市博文
南九州市川辺町上山田571－2	亀甲俊博
南九州市川辺町永田515－1	西 順子
南九州市川辺町平山6933	高倉 都
南九州市川辺町古殿2533－3	安田亜美
南九州市川辺町上山田5251	有馬芳太郎
南九州市川辺町上山田5910	庭月野慎一
南九州市川辺町上山田2968番地イ号	田中幸治
南九州市川辺町平山6930	内原信樹
南九州市川辺町平山6930	内原正子
南九州市颯娃町別府3094	中村秀実
南九州市颯娃町別府3119	蓮子幹夫
南九州市川辺町清水3593	大川畑道夫
南九州市川辺町田部田3015	牧田博文
南九州市川辺町永田1513	北薊久男
南九州市川辺町永田743－10	古市 剛
南九州市川辺町永田512－1	西 倖代

2 請求の要旨

新庁舎建設検討委員会から令和4年1月に「45億円」の答申書が提出されております。その答申書に「著しい物価上昇等の予期できない事象が発生し、基本計画にある概算事業費約45億円を超えた場合は、再度施設規模や建設工事費の見直しを行うこと。」と記載されております。

そして、令和5年4月の広報誌で(この間1年2ヶ月一切数字には触れていない)何の前触れもなく「65億円」という数字が出てきました。要因は「ウクライナ情勢による原油や天然ガスの高騰と円安が要因云々」だけです。

私たち市民に対し、詳細の説明のないまま議会で説明されて進めています。果たして、我々市民に「新庁舎建設費65億円」のこの問題が届いているのでしょうか？

今回の市長選挙で7,054人の人達が反対投票されています。このような、巨額な庁舎より3支所の充実を図り、「生活環境整備、子育て・高齢者福祉」の充実に取り組むべきです。

以上の理由から、私たちは住民投票を求め、本条例の制定を請求します。

南九州市新庁舎建設65億円規模の現計画の是非を問う住民投票条例

（目的）

第1条 この条例は、新庁舎建設について、住民の意思を確認することを目的とする。

（住民投票）

第2条 前条の目的を達成するため、次の各号の選択肢について、住民による投票（以下「投票」という）を行う。

（1）新庁舎建設 65 億円規模の現計画に賛成

（2）新庁舎建設 65 億円規模の現計画に反対

2 住民投票は、住民の自由な意思が反映されるものでなければならない。

（住民投票の執行）

第3条 住民投票は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定に基づき、協議により、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を南九州市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に委任することができる。

（住民投票の期日）

第4条 住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、この条例の施行の日から起算して 30 日を経過する日までの間において市長が定めるものとする。

2 市長は、前項の規定により投票日を定めた場合において、前条第 2 項の規定により選挙管理委員会に事務を委任したときは、速やかに選挙管理委員会に通知しなければならない。

3 市長は、第 1 項の規定により投票日を定めたときは、当該投票日の 7 日前までにこれを告示しなければならない。

（投票資格者）

第5条 住民投票における投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（1）投票日において年齢満 18 歳以上の日本国籍を有する者

（2）前条第 3 項の規定による告示の日（以下「告示日」という。）の前日において、その者に係る本市の住民票が作成された日（他の市（特別区を含む。）町村から本市に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 22 条の規定により届出をした者については、当該届出をした日）から引き続き 3 月以上本市の住民基本台帳に記録されている者（投票日（第 8 条第 2 項に規定する期日前投票にあっては、当該期日前投票を行う日。次項において同じ。）において本市に住所を有していない者を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、投票日において公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 11 条第 1 項若しくは伊 252 条又は政治資金規正法（昭和年法律第 194 号）第 28 条規定により選挙権を有しないとされる者は、住民投票の資格を有しない。

（投票資格者名簿の調整）

第 6 条 市長は、投票資格者の名簿（以下「投票資格者名簿」という。）を調整しなければならない。

（投票の方式）

第 7 条 住民投票は、1 人 1 票の投票とし、秘密投票とする。

2 住民投票をしようとする投票資格者（以下「投票人」という。）は、投票用紙の選択肢から 1 つを選択し、所定の欄に自ら○の記号を記載しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、身体の故障その他の事由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、規則で定めるところにより、代理投票をすることができる。

4 第 2 項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、点字投票をすることができる。

（投票所における投票）

第 8 条 投票人は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経て、投票しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、投票人は規則で定めるところにより、期日前投票又は不在者投票を行うことができる。

（無効投票）

第 9 条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

（1）所定の投票用紙を用いないもの

（2）○の記号以外の事項を記載したもの

（3）○の記号のほか、他事を記載したもの

（4）○の記号を投票用紙の選択肢の欄のいずれにも記載したもの

（5）○の記号を投票用紙のいずれの選択肢の欄に記載したのか判別が難しいもの

（6）白紙投票

（情報の提供）

第 10 条 市長は、住民投票の適正な執行を確保するため、投票資格者が判断し、意思を明確にするために必要な新庁舎建設に関する情報を、公平かつ公正に提供するように努めるものとする。

（投票の促進）

第 11 条 市長その他関係団体は、広報その他の手段により、投票資格者の投票を促すよう努めるものとする。

（投票運動）

第 12 条 住民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫その他の投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は住民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

2 前項の投票運動の期間は、投票日の前日までとする。

（投票及び開票）

第 13 条 前条までに定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関し必要な事項については、規則で定めるところによるもののほか、公職選挙法、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）及び公職選挙法施行規則（昭和 25 年総理府令第 13 号）の規定により行われる本市の議会の議員又は長の選挙の例による。

（投票結果の告示）

第 14 条 市長は、住民投票の結果が確定したときは、速やかにこれを告示するとともに、市議会議長にその内容を通知しなければならない。

（投票結果の取扱い）

第 15 条 市長及び市議会は住民投票の結果を尊重しなければならない。

（委任）

第 16 条 この条例に定めるものもほか、住民投票に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（失効）

2 この条例は、投票日の翌日から起算して 90 日を経過した日にその効力を失う。

別記様式（第 9 条関係）

			令和 6 年 執行 南九州市新庁舎建設六十五億円規模の 現計画の是非を問う住民投票 印
		○をつける欄	
新庁舎建設六十五億円規模の 現計画に賛成	新庁舎建設六十五億円規模の 現計画に反対	選択肢	

〈注 意〉

1 南九州市新庁舎建設に関し、あなたがいいと思う
選択肢の上に○をつける欄に○をつけてください。

2 ○のほかは、何も書かないでください。

- 備考
- 1 投票用紙の大きさは、縦 128 ミリメートル、横 80 ミリメートルとする。
 - 2 用紙の色はクリーム色とし、印刷の文字は黒色とする。
 - 3 投票用紙に押すべき印は、刷込印とする。